

福島県優良土木・建築委託業務表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県土木部が実施する調査、測量、土木設計、建築設計(受託含む)業務(以下「委託業務」という。)のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる事業者及び技術者に表彰を行い、技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的とする。

(表彰の部門)

第2条 表彰の種類は、次に掲げる各部門とし、事業者及び業務を担当した管理(主任)技術者を表彰するものとする。

- (1) 調査業務部門
- (2) 測量業務部門
- (3) 土木設計業務部門
- (4) 建築設計業務部門

(表彰の対象)

第3条 この要領による表彰の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 表彰しようとする年度の前年度に完了した委託業務。
- (2) 「委託業務等成績評定要領」に定められた成績評定点が80点以上の委託業務。
- (3) 当該事業者の業務実績が以下であること。
 - ア 調査業務部門、測量業務部門及び土木設計部門の場合
表彰する年度の前年度において、表彰の対象とする委託業務の他に、同一部門での「委託業務等成績評定要領」対象業務の実績が1件以上あり、かつ、その実績業務の成績評定点の平均が75点以上の事業者にかかる委託業務。
 - イ 建築設計業務部門の場合
表彰する年度を除く過去5か年において、表彰の対象とする委託業務の他に、同一部門での「委託業務等成績評定要領」対象業務の実績が1件以上あり、かつ、その実績業務の成績評定点の平均が75点以上の事業者にかかる委託業務。
- (4) 上記の各号に該当するもののうち、業務内容が特に優れ、他の模範となるものと認められる、発注機関の長が推薦する業務。

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれか（以下「欠格事項」という。）に該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 受注者が、「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」（平成19年4月1日施行）第2条の規定による参加資格制限を受けた場合であって、その参加資格制限の期間が、表彰する年度の前々年度から表彰する年度の表彰決定日までの期間に存する場合。
- (2) 受注者が、建設業法又は測量法に基づく営業停止を受けた場合であって、その営業停止の期間が、表彰する年度の前々年度から表彰する年度の表彰決定日までの期間に存する場合。
- (3) その他、表彰に相応しくない事実が受注者にある場合。

(表彰の推薦)

第5条 委託業務を発注した機関の長は、第3条の表彰の対象となる業務があると認められる場合は、福島県優良土木・建築委託業務表彰推薦書（様式第1号）により土木部長あてに優良業務の表彰を推薦することができる。

- 2 推薦件数の上限は原則として各部門につき委託業務を発注した機関1件とする。ただし、真にやむ得ず委託業務を発注した機関内で第3条に該当する業務が複数ある場合は、例外として追加1件の推薦をできるものとする。
- 3 推薦する業務の要件は、業務内容が特に優れ、他の模範となると認められるものとする。

(表彰審査委員会)

第6条 この要領に定める表彰を審査するため、別表の福島県優良土木・建築委託業務表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、第5条第1項により業務が推薦された委託業務について審査を行い、表彰に値する優良委託業務などを選定するものとする。
- 3 委員会の審査は、第1次及び第2次の審査並びに部門別審査により行うものとする。
- 4 第1次審査は、推薦書等の資料に基づき、部門別審査の対象委託業務を選定するものとする。
- 5 部門別審査は、班長及び審査委員を委員長が指定し、審査評定表に基づき評価を行うものとする。
- 6 第2次審査は、部門別審査結果に基づき、表彰に値する優良委託業務などを選定するものとする。

(表彰の決定)

- 第7条 土木部長は、委員会の審査の結果を踏まえ、被表彰者の決定を求め
ため、表彰に値する優良委託業務とされた委託業務、事業者及び業務を担当
した管理(主任)技術者について、必要な事項を知事に提出するものとする。
2 知事は前項の委託業務のうちから表彰委託業務を決定するものとする。

(表彰の方法)

- 第8条 知事は、福島県優良土木・建築委託業務表彰式において、賞状を授与
する。
2 前項の表彰には、副賞を添えることができるものとする。

(表彰に係る事務分掌)

- 第9条 この要領による事務は、土木部技術管理課が所掌するものとする。

(表彰の取消し)

- 第10条 土木部長は、被表彰者に対し、表彰決定日までに第4条に規定する
欠格事項が生じた場合は、速やかに報告するよう求めるものとする。
2 土木部長は、被表彰者について、表彰決定日までに前項に規定する欠格事
項に該当すると認めるときは、表彰の決定を取り消すものとする。

(罰 則)

- 第11条 被表彰者が第10条第1項の規定による報告を怠った場合は、土木
部長は表彰の決定を取り消すとともに、当該受注者を3か年の間表彰の対象
としないものとする。

(その他)

- 第12条 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し、必要な事項は、土
木部長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年5月13日から施行する。
この要領は、平成28年1月18日から施行する。
この要領は、平成28年4月6日から施行する。
この要領は、平成29年1月31日から施行する。
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

【別表】

福島県優良土木・建築委託業務表彰審査委員会

1 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長	土木部長
副委員長	土木部技監
	土木部政策監
委員	土木部次長（企画技術担当）
	土木部次長（道路担当）
	土木部次長（河川港湾担当）
	土木部次長（都市担当）
	土木部次長（建築担当）
	土木部参事（社会基盤強靱化・復興担当）
	土木総務課長
	土木企画課長
	技術管理課長
	道路計画課長
	河川計画課長
	都市計画課長
	建築住宅課長

2 委員長等

- (1) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長が出席できない場合は、副委員長がその職務を代理する。

3 会議等

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、土木部技術管理課において行う。

5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。